

桑名市職場環境対策委員会規則をここに公布する。

令和7年7月1日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市規則第34号

桑名市職場環境対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市職場環境対策の推進に関する条例（令和7年桑名市条例第33号。以下「条例」という。）第6条第4項の規定に基づき、桑名市職場環境対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織し、職員以外の者であつて、職場環境対策に識見を有するもののうちから市長が委嘱する。

2 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の運営)

第4条 委員会の会議は、条例第7条第1項の規定による諮問を受けたときその他必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、委員会は、書面の持ち回りその他適宜の方法により調査審議をすることができる。この場合において、前項の規定中「出席委員」とあるのは、「委員」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(答申)

第6条 委員会は、条例第6条第2項の規定による調査審議を終結したときは、市長に対し、速やかに条例第7条第2項の規定による答申をするものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課職場環境対策室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。